

第4号議案

蒲郡市消防団条例及び蒲郡市消防団員退職報償金支給条例の一部改正について

蒲郡市消防団条例及び蒲郡市消防団員退職報償金支給条例の一部を改正する条例を、次のように制定するものとする。

平成31年2月25日提出

蒲郡市長 稲葉正吉

蒲郡市消防団条例及び蒲郡市消防団員退職報償金支給条例の一部を改正する条例

別紙のとおり

提案理由

支援団員制度を創設するため提案する。

蒲郡市消防団条例及び蒲郡市消防団員退職報償金支給条例の一部を改正する
条例

(蒲郡市消防団条例の一部改正)

第1条 蒲郡市消防団条例（平成23年蒲郡市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第17条を第18条とし、第12条から第16条までを1条ずつ繰り下げる。

第11条第1項第4号中「第4条」を「第5条」に改め、同条第2項第2号中「第5条第2項第1号」を「第6条第2項第1号」に改め、同項第3号中「第6条第1号、第2号又は第4号」を「第7条第1号、第2号又は第4号」に改め、同条を第12条とする。

第10条を第11条とする。

第9条第1項に次のただし書を加える。

ただし、支援団員には報酬を支給しない。

第9条を第10条とし、第8条を第9条とする。

第7条の見出し中「任期」を「団長及び副団長の任期」に改め、同条を第8条とする。

第6条第3号中「第12条」を「第13条」に改め、同条を第7条とする。

第5条第2項中「団員」を「基本団員」に改め、同条に次の1項を加える。

3 支援団員は、団長が前項各号のいずれにも該当する者であって、基本団員としての経験を有するものうちから市長の承認を得て任命する。

第5条を第6条とする。

第4条に次の2項を加える。

2 消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令（昭和31年政令第346号。以下「令」という。）第4条第1項第1号の規定に基づき消防団員等公務災害補償責任共済契約に係る掛金の額を算定するために用いる条例定員は、前項の団員の定員とする。

3 令第4条第3項の規定に基づき消防団員退職報償金支給責任共済契約に係る掛金の額を算定するために用いる条例定員は、第1項の団員の定員から規則で定める支援団員の定員を控除した数とする。

第4条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

(団員の種類)

第4条 団員の種類は、基本団員及び支援団員とする。

2 基本団員は、支援団員以外の団員とする。

3 支援団員は、市長が定める特定の消防事務を処理する団員であつて、任用期間が1年を超えないものとする。

別表第1中「第9条」を「第10条」に改める。

別表第2及び別表第3中「第10条」を「第11条」に改める。

(蒲郡市消防団員退職報償金支給条例の一部改正)

第2条 蒲郡市消防団員退職報償金支給条例(昭和39年蒲郡市条例第31号)の一部を次のように改正する。

第2条中「消防団員」を「消防団員のうち蒲郡市消防団条例(平成23年蒲郡市条例第4号)第4条第2項に規定する基本団員」に改め、「退職した者に」の次に「、次条及び第4条に定めるところにより」を加える。

第3条に次の1項を加える。

3 消防団員が一定期間勤務しなかったことが明白であるときは、その期間は第1項の勤務年数に算入しない。

第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

(支援団員への退職報償金の支給)

第7条 第2条に規定するもののほか、消防団員のうち蒲郡市消防団条例第4条第3項に規定する支援団員については、1年間勤務して退職したときに、退職報償金を支給する。

2 前項の退職報償金の額は、19,200円とする。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。